



平成29年度

あおもりの 農村整備



青森県

力強い農業と魅力あふれる 農村の実現を目指して

青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、3つの方向性（地域力の再生、強固な農・林・水の連携、環境への配慮から保全・再生へ）に沿った取組を展開し、本県が平成16年度から独自に取り組んでいる県政の重点施策である「攻めの農林水産業」を支える基盤づくりを推進しています。

農林水産業の「成長産業化」に向け、「産業力強化」と「地域力強化」を車の両輪として進めるため、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」や「未来を切り拓く多様な経営体の育成」につながるほ場整備を中心とした生産基盤整備と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を重点的に推進することで、「力強い農業と魅力あふれる農村の実現」を目指しています。



汎用化した水田でのにんにくの収穫
はら しいとよ
原・飯豊地区(南部町)



整備された水田 じゅうさん こいっ き
十三湖1期地区(中泊町)



農道の整備
うちだ
内田地区（むつ市）



ため池の改修
しもおぐに
下小国たかのご地区（外ヶ浜町）



多面的機能支払交付金の取組
やわた
八幡地域保全隊（三沢市）

CONTENTS

1. 青森県の概要	1
(1) 位置・面積	1
(2) 地勢	1
(3) 気象	1
2. 青森県の農業・農村の概要	4
(1) 農業の状況	4
(2) 農家の状況	5
(3) 農地の状況	7
(4) 農地の整備状況	8
(5) 農村の整備状況	9
(6) 県の予算	10
3. 攻めの農林水産業の推進	13
4. 青森県農業農村整備の展開方向	15
(1) 趣旨	15
(2) 施策体系	15
(3) 具体的な方向性	16
5. 環境公共	23
(1) あおもり環境公共推進基本方針	23
(2) 「環境公共」の取組事例	25
(3) 「環境公共」の情報発信	26
(4) 「環境公共」を支える低コスト化技術	27
6. 事業負担区分一覧	28
7. 組織図	31
8. 関係機関一覧	32

表紙写真：
経営体育成基盤整備事業で整備された水田
（黒崎地区 深浦町）

1

青森県の概要

(1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相對し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（奥羽本線・東北新幹線）で約720kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの移動時間は、鉄道では東北新幹線で約3時間、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,645km²(全国第8位)で全国の2.6%を占めていますが、人口密度は全国第41位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

(2) 地勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から八戸市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に適しています。

(3) 気象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしていることも特徴的です。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

冬季は、大陸高気圧の影響により北西の季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

このため、西部地域は恵まれた気温や日照を生かしたりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

	青森県庁
経度	140° 44' 24"
緯度	40° 49' 28"

青森県のシンボル	
県の花：りんご	県の魚：ひらめ
県の木：ヒバ	県の鳥：白鳥

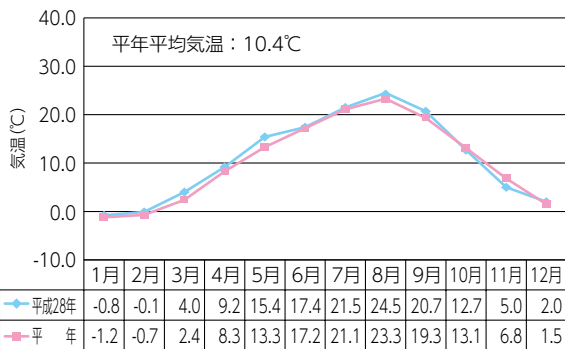
	東端 (三戸郡階上町大字道仏字小舟渡地内)	西端 (西津軽郡深浦町大字深浦字久六)
経度	141° 41' 00"	139° 29' 49"
緯度	40° 27' 07"	40° 32' 03"

	南端 (三戸郡田子町大字遠瀬地内)	北端 (下北郡大間町大字大間字弁天島)
経度	141° 00' 46"	140° 54' 42"
緯度	40° 13' 04"	41° 33' 22"



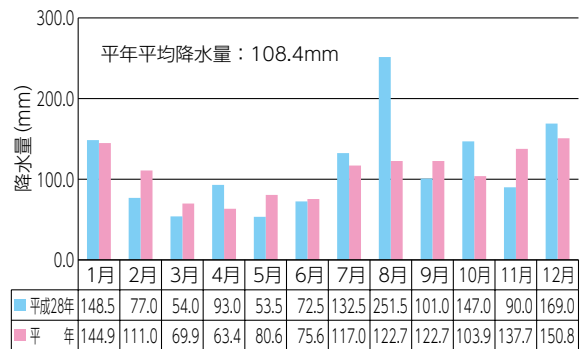
数字で見る青森県

● 平均気温 (青森市)



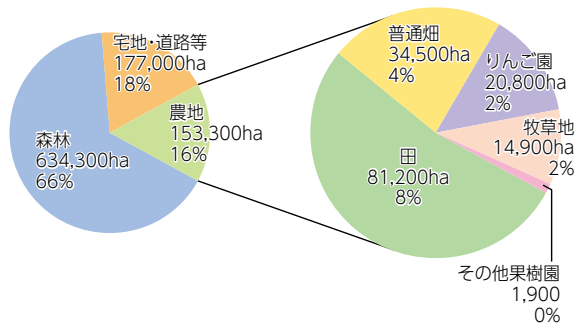
資料：「気象庁 HP より」

● 降水量 (青森市)



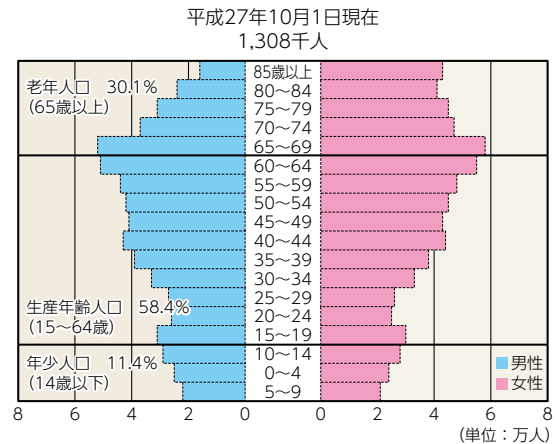
資料：「気象庁 HP より」

● 土地利用面積 (H27)



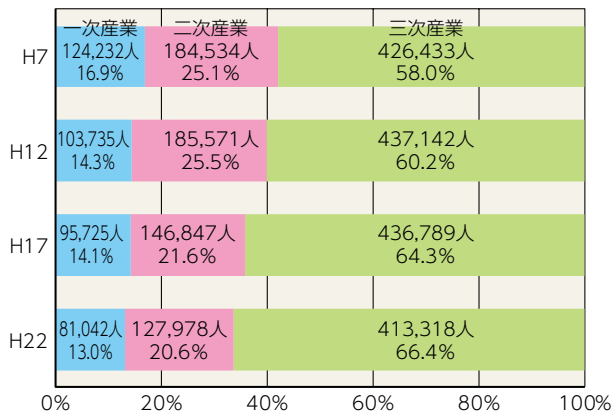
資料：「青森県における農地の動き－平成27年版－」
(県構造政策課)

● 人口 (H27)



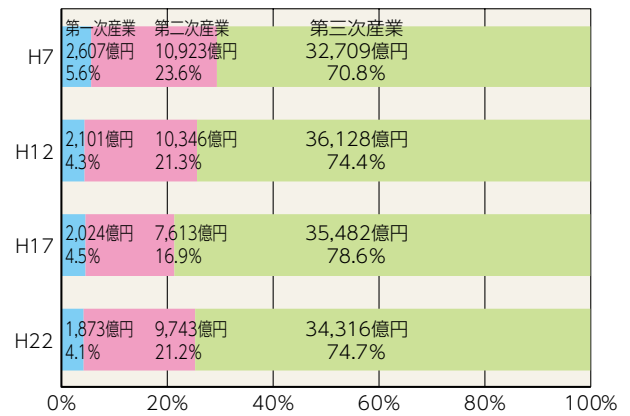
資料：「人口推計」(総務省)

産業別就職人数



資料：「県民経済計算」(内閣府)

産業別総生産額



資料：「県民経済計算」(内閣府)

全国と比較した本県の各種数値と順位

項目	単位	青森県	全国	順位	調査年
総面積	km ²	9,646	377,972	8	H28
総人口	千人	1,308	127,095	31	H27
年齢別構成	0~14歳	11.4	12.5	34	H27
	15~64歳	58.5	60.8	31	H27
	65歳以上	30.1	26.7	28	H27
人口密度	人/km ²	136	341	41	H27
世帯数	千世帯	511	53,403	31	H27
就業者数	千人	640	59,611	29	H22
職業構成	第1次	13.0	4.2	1	H22
	第2次	20.6	25.2	40	H22
	第3次	66.4	70.6	29	H22
事業所数		62,963	5926,804	31	H26
県(国)内総生産	十億円	4,428	514,296	31	H26
1人当たり県(国)民所得	千円	2,405	3057	41	H26

資料：「国勢調査」「経済センサス」「人口推計」(総務省)
 「国民経済計算」「県民経済計算」(内閣府)
 「全国都道府県市町村別面積調」(国土交通省国土地理院)



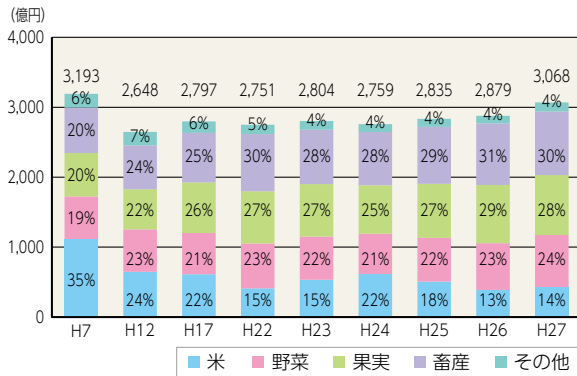
県産品PR用イメージキャラクター
「決め手くん」

2

青森県の農業・農村の概要

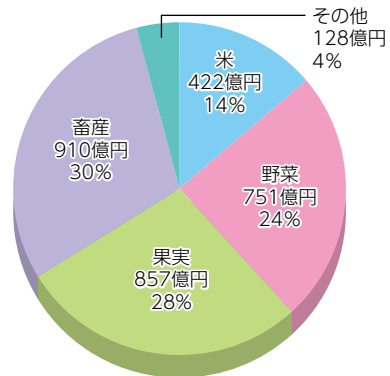
(1) 農業の状況

● 農業産出額の推移



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

● 農業産出額の内訳 (H27)



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

● 主な農産物産出額と構成比 (H27)

順位	農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)	備考
1	りんご	823	26.8	青森県の農業産出額計 3,068 億円
2	米	422	13.8	
3	豚	258	8.4	
4	ブロイラー	210	6.8	
5	鶏卵	195	6.4	
6	にんにく	176	5.7	
7	肉用牛	146	4.8	
8	やまのいも	127	4.1	
9	だいこん	95	3.1	
10	ごぼう	72	2.3	

資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

● 食料自給率 (H26 確定値)

順位	都道府県名	カロリーベース (%)	備考
1	北海道	207	全国：39%
2	秋田県	191	
3	山形県	142	
4	青森県	124	
5	岩手県	111	
6	新潟県	105	
7	佐賀県	91	
8	鹿児島県	84	
9	富山県	78	
10	福島県	77	

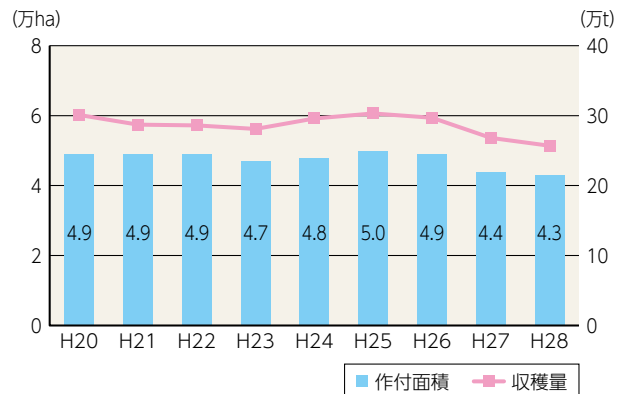
資料：「食料自給率の部屋」(農林水産省)

● 農産物の全国ランキング (H27)

項目	年次	順位	収穫量 (t)
にんにく	27	第1位	13,800
ごぼう	27		52,900
りんご	27		470,000
あんず	26		1,266
フサスグリ	26		11.0
ながいも	27	第2位	56,500
西洋なし	27		2,090
くるみ	26		38
マルメロ	26		13
なたね(子実用)	26	第3位	767
だいこん	27		132,600
かぶ	27		8,100
プルーン	26	第4位	125
にんじん	27		39,500
ネクタリン	26		66

資料：「ピカイチデータ100！」(県統計分析課)

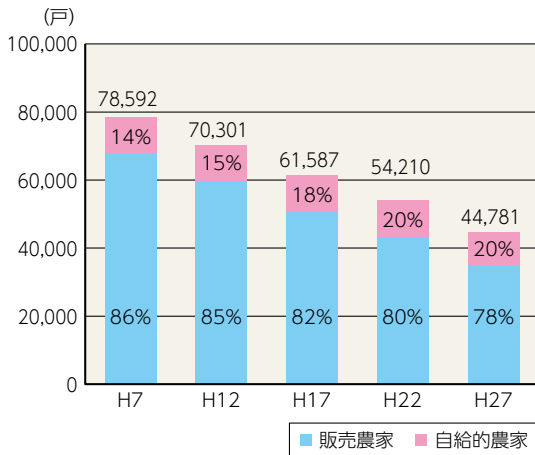
● 水稲作付面積と収穫量



資料：「作物統計」(農林水産省)

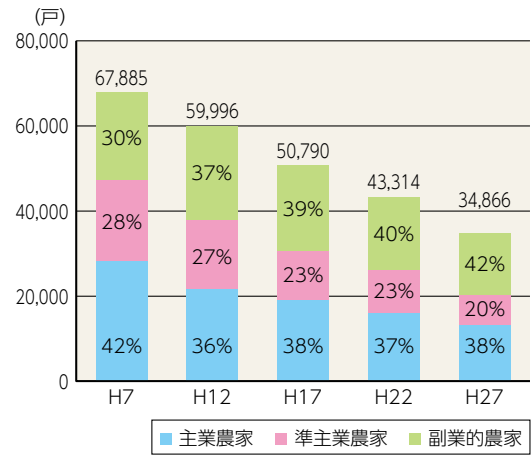
(2) 農家の状況

農家数 (販売農家・自給的農家)



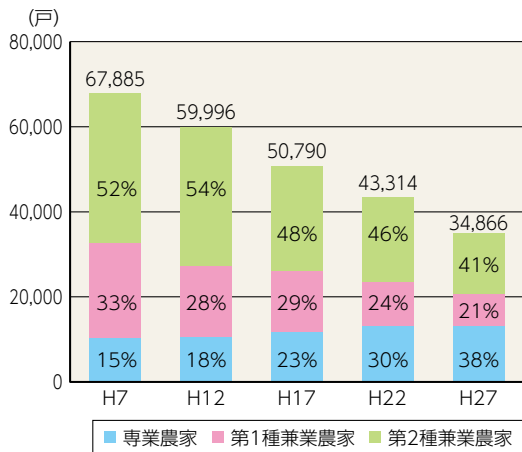
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

主副業別農家数 (販売農家)



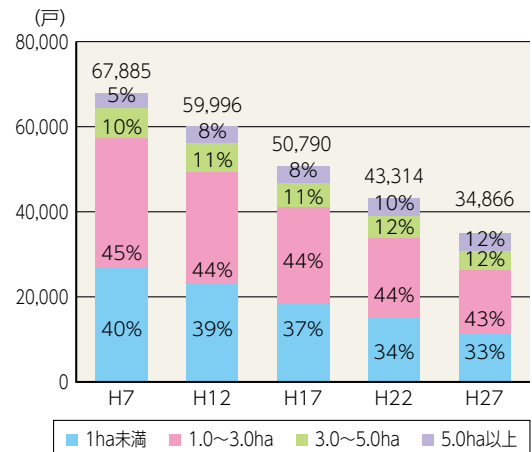
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

専兼業別農家数 (販売農家)



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

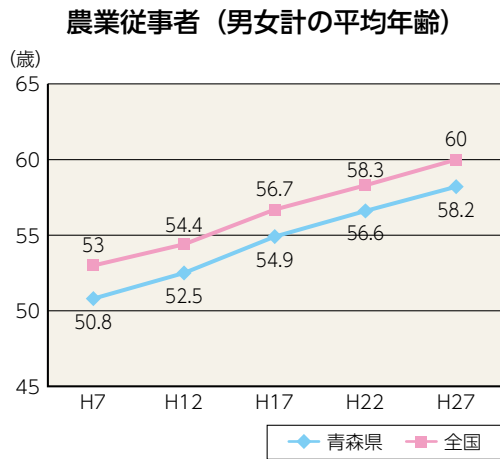
経営耕地規模別農家数 (販売農家)



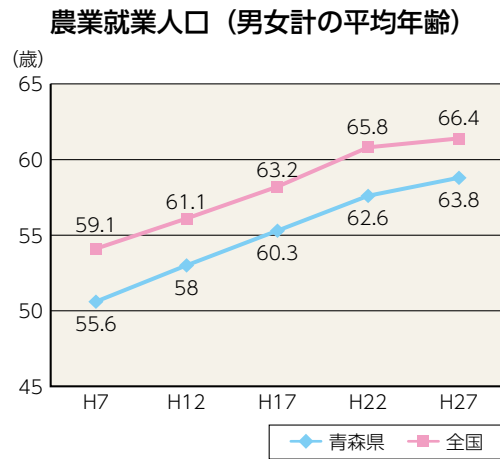
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

農家	調査日現在で、経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農作物を原料とする加工を行う
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50パーセント以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50パーセント未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	調査期日1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員の中に兼業従事者(調査期日1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家

農業従事者等の平均年齢（販売農家）



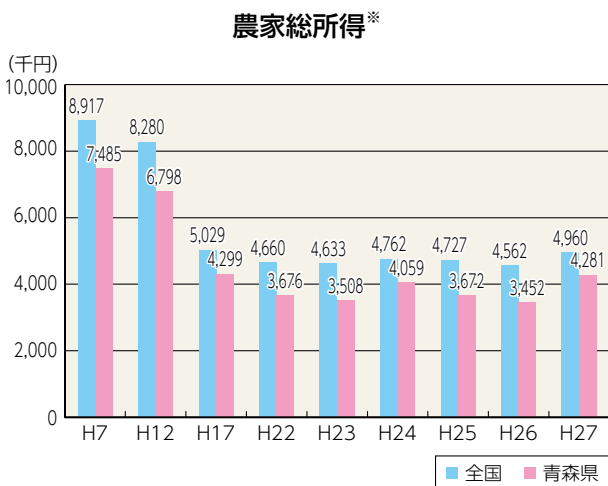
資料：「農林業センサス」（農林水産省）



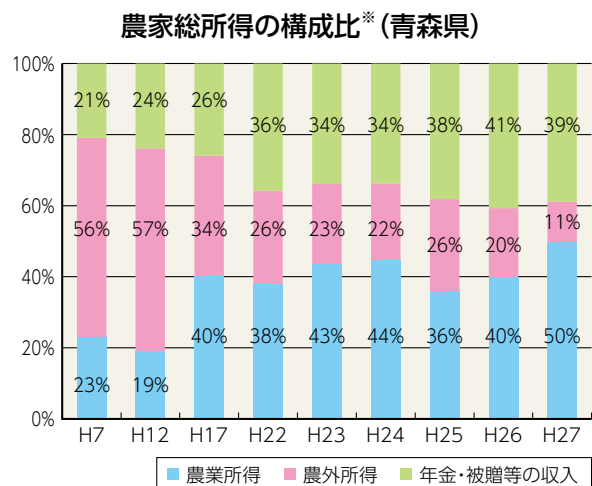
資料：「農林業センサス」（農林水産省）

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

農家所得



資料：「農業経営動向統計」（農林水産省）

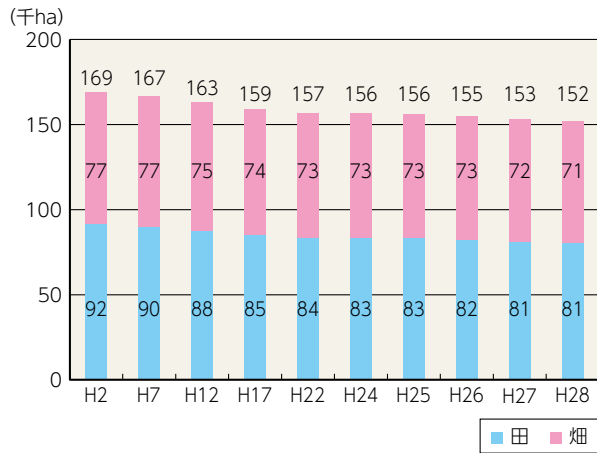


資料：「農業経営動向統計」（農林水産省）

* 「平成15年以前の結果は、調査体系の見直しを行っているため、平成16年以降とは接続しない。」

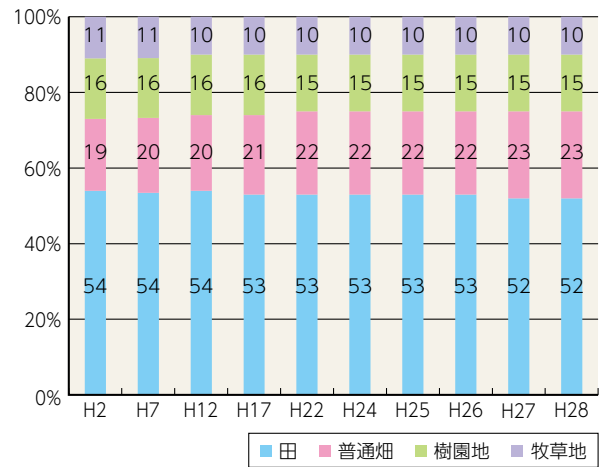
(3) 農地の状況

● 耕地面積



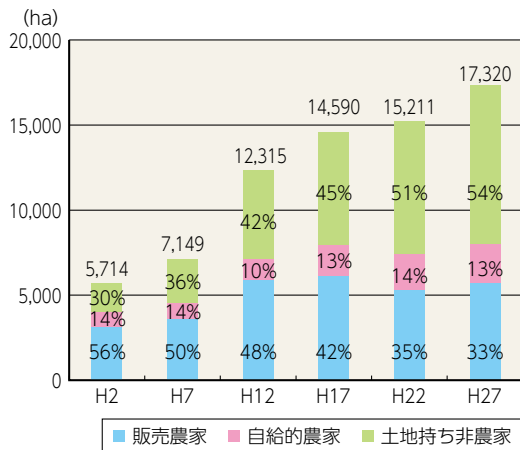
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

● 耕地種類別面積の構成比



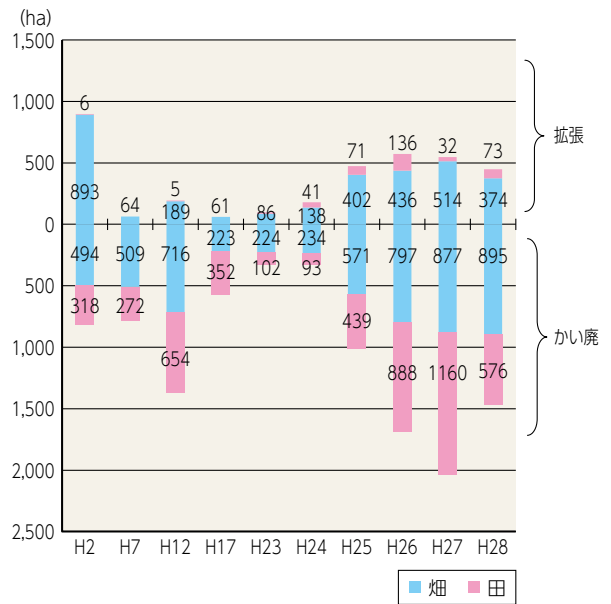
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

● 耕作放棄地面積



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

● 耕地の拡張・かい廃面積



資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

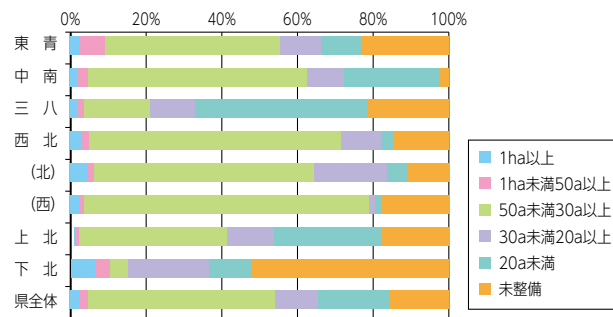
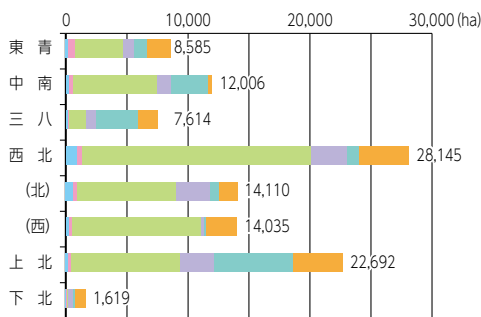
(4) 農地の整備状況

● 水田の整備状況 (管内別)

地域	水田面積	整備済								未整備	
		標準区画30a程度以上 整備済						20a未満	面積 (ha)	面積 (ha)	率 (%)
		面積 (ha)	1ha以上	1ha未満50a以上	50a未満30a以上	30a未満20a以上	20a以上整備率				
東青	8,585	5,661	206	593	3,949	912	65.9%	950	6,611	1,974	23.0%
中南	12,006	8,670	228	322	6,967	1,154	72.2%	3,057	11,727	279	2.3%
三八	7,614	2,496	129	152	1,312	903	32.8%	3,481	5,978	1,637	21.5%
西北	28,145	23,092	939	424	18,730	2,998	82.0%	970	24,061	4,084	14.5%
(北)	14,110	11,780	615	250	8,178	2,737	83.5%	750	12,529	1,581	11.2%
(西)	14,035	11,312	325	174	10,553	261	80.6%	220	11,532	2,503	17.8%
上北	22,692	12,200	259	251	8,832	2,858	53.8%	6,445	18,645	4,047	17.8%
下北	1,619	594	108	64	74	349	36.7%	184	777	842	52.0%
合計	80,700	52,712	1,870	1,806	39,864	9,173	65.3%	15,087	67,799	12,862	15.9%

- 注) 1. 整備済面積は、平成26年度までの「東北農政局調べ」面積に、平成27、28年の整備面積を合算したものの。
 2. 水田面積は「作物統計調査」(農林水産省)による。
 3. 数値は四捨五入しており、地域値の計が合計値と一致しないことがある。

資料：県農村整備課



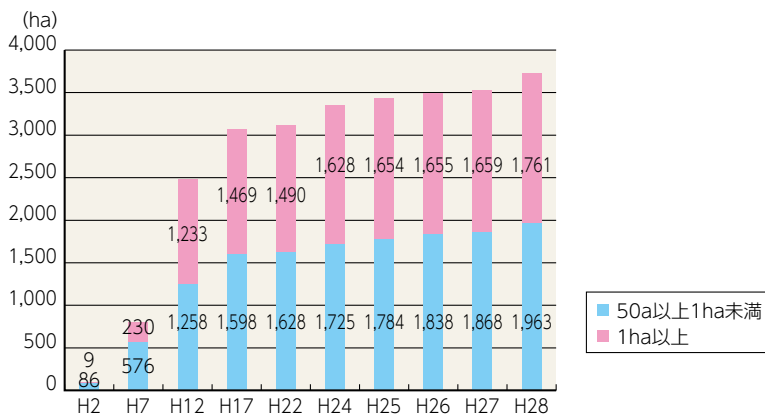
● 大区画水田の整備状況 (50a以上)

年度別整備実績 (H2～H28)

区分	H2～9まで	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
50a以上1ha未満	797	142	163	156	78	127	88	42	5	0	4
1ha以上	764	87	226	156	87	52	70	27	0	0	0
計	1,561	229	389	312	165	179	158	69	5	0	4
区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計	
50a以上1ha未満	2	13	11	51	46	59	54	30	95	1,963	
1ha以上	0	8	13	79	59	26	1	4	102	1,761	
計	2	21	24	130	105	85	55	34	197	3,724	

資料：県農村整備課

整備状況の推移 (H2～H28)



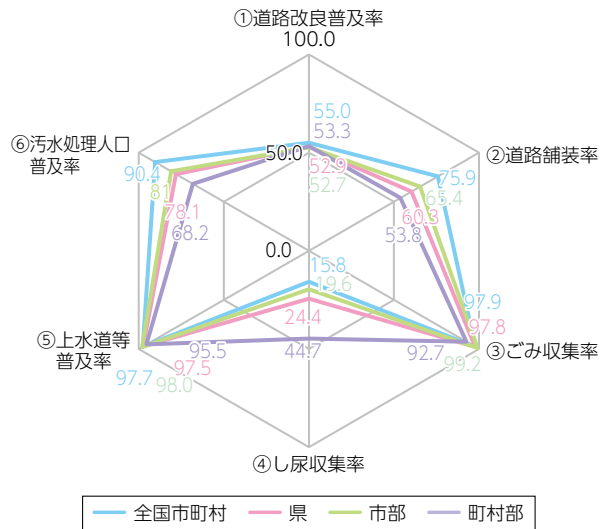
- 注) 1. 整備済面積は「第2次水田整備状況調査(平成元年3月31日)」における整備済面積に平成元年度～平成28年度までの整備実績を加算したもので、整備済地域のかい廃は考慮していない。
 2. 上記、「水田の整備状況(管内別)」とは調査方法が異なるため、接続しない。

(5) 農村の整備状況

市部と町村部の生活環境施設の整備状況

単位：％

区分	①道路改良普及率	②道路舗装率	③ごみ収集率
全国市町村	55.0	75.9	97.9
県	52.9	60.3	97.8
市部	52.7	65.4	99.2
町村部	53.3	53.8	92.7
区分	④し尿収集率	⑤上水道等普及率	⑥汚水処理人口普及率
全国市町村	15.8	97.7	90.4
県	24.4	97.5	78.1
市部	19.6	98.0	81
町村部	44.7	95.5	68.2



資料：①②③④「公共施設状況調（平成17年度）」総務省自治財務調査課

⑤「平成25年度青森県の水道」県保健衛生課

⑥「平成28年度末青森県汚水処理人口普及率」県都市計画課

集落基盤整備事業と農業集落排水事業の実施状況

■ 平成28年度までの集落基盤整備事業実施市町村

● 平成28年度までの農業集落排水事業実施市町村

集落基盤整備事業

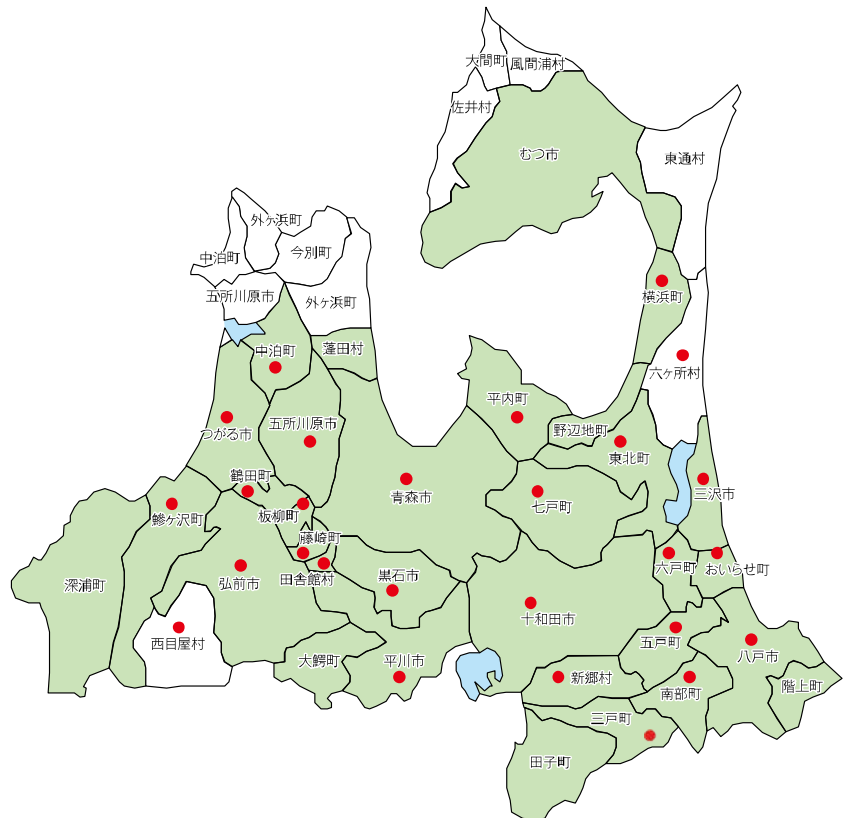
項目	数値
実施市町村数	32
完了地区数	109

(平成29年3月31日現在)

農業集落排水事業

項目	数値
実施市町村数	26
実施地区数	144
完了地区数	138
整備人口	108,401
整備戸数	38,606

(平成29年3月31日現在)

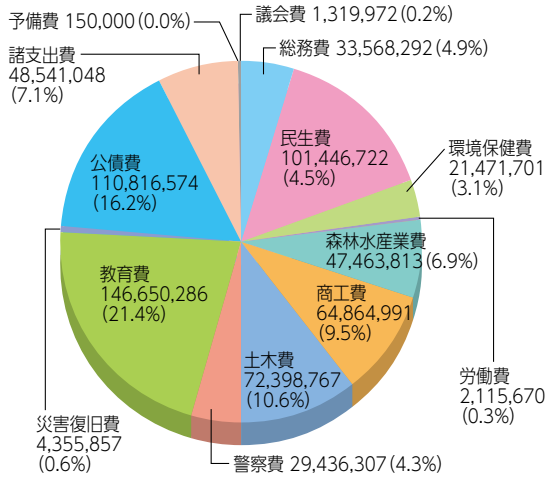


※完了地区には、農村総合モデル事業（昭和49年度～平成7年度）、農村総合整備事業（平成7年度～平成18年度）、農村振興総合整備事業（平成13年度～平成22年度）の完了地区数を含む。

(6) 県の予算

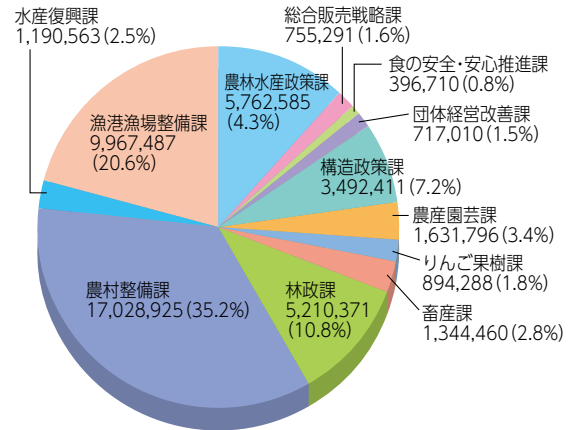
平成29年度 県予算

(一般会計：684,600,000千円)



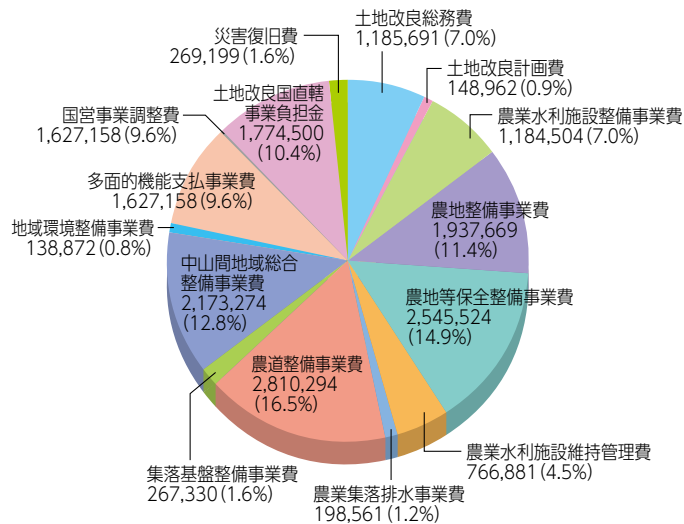
平成29年度 農林水産部予算

(一般会計：48,391,897千円)



平成29年度 農業農村整備事業予算

(県予算：17,028,925千円)

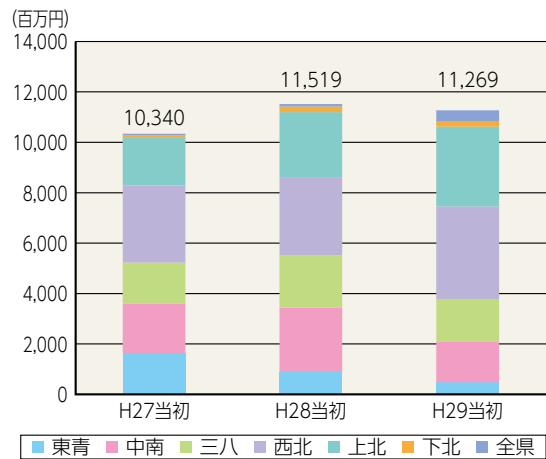


● 一般公共事業費の推移 (県予算ベース)

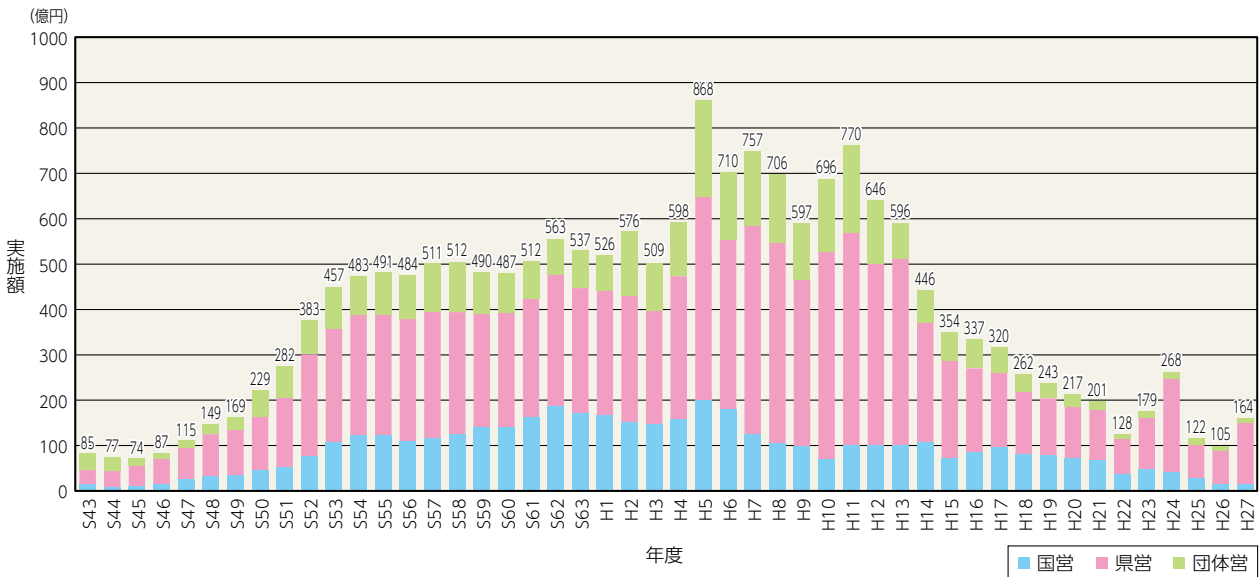
単位：百万円

管内	H27当初	H28当初	H29当初	H29/H28
東青	1,626	873	474	54%
中南	1,968	2,560	1,607	63%
三八	1,636	2,082	1,697	82%
西北	3,053	3,102	3,674	118%
上北	1,892	2,582	3,167	123%
下北	103	220	199	90%
全県	62	100	451	451%
計	10,340	11,519	11,269	98%

※全県の事業費は、「基幹水利施設ストックマネジメント事業（機能診断）」「維持管理適正化事業」「農業用施設等災害管理対策事業」の事業費からなる。



● 農業農村整備事業実施額の推移



● 平成29年度 農業農村整備事業 総括表

国営事業一覧

単位：百万円

事業名	地区数	総事業費	H28年度まで	H29年度
かんがい排水事業	3	28,852,000	14,176,273	2,130,000
総合農地防災事業	2	9,713,000	606,371	1,270,000
国営事業 計	5	38,565,000	14,782,644	3,400,000

県営事業一覧

単位：百万円

事業名	地区数	総事業費	H28年度まで	H29年度
基幹水利施設ストックマネジメント事業	5	1,648,700	981,774	183,000
畑地帯総合整備事業	2	3,852,759	3,682,723	120,000
経営体育成基盤整備事業	22	41,637,802	12,112,665	1,530,108
農業基盤整備促進事業	4	392,000	111,275	136,050
農業水利施設保全合理化事業	11	6,350,000	984,251	775,100
防災ダム事業	2	1,301,000	261,000	182,100
ため池等整備事業	11	3,180,000	1,645,300	617,500
湛水防除事業	2	1,452,000	545,500	354,000
農地保全整備事業	1	296,000	231,716	3,000
地すべり対策事業	3	1,495,451	1,189,633	90,000
農業用河川工作物応急対策事業	8	1,684,800	1,143,497	267,800
海岸保全施設整備事業	1	1,141,000	639,726	59,400
農村災害対策整備事業	2	996,000	388,800	275,500
広域営農団地農道整備事業	1	2,500,000	630,000	650,000
通作条件整備事業	32	15,506,975	6,096,774	2,035,234
集落基盤整備事業	3	2,841,200	1,048,000	254,600
中山間地域総合整備事業	8	12,233,979	4,979,206	1,412,900
農業水利施設魚道整備促進事業	9	1,954,938	1,358,308	126,270
農業用施設等災害管理対策事業	1	276,000	107,000	169,000
県営事業 計	128	100,740,604	38,137,148	9,241,562

団体営事業一覧

単位：百万円

事業名	地区数	総事業費	H28年度まで	H29年度
団体営ため池等整備事業	4	29,600	0	29,600
団体営農業集落排水事業	6	1,890,060	680,536	516,000
団体営小水力活用農村活性化発電施設整備事業	1	120,000		12,600
団体営事業 計	11	2,039,660	680,536	558,200

県営・団体営事業の合計

単位：百万円

県営・団体営事業 合計	139	102,780,264	38,817,684	9,799,762
--------------------	------------	--------------------	-------------------	------------------

※事業費はH29年度当初予算で、事務経費（工事雑費＋事務費）を除く。

3

攻めの農林水産業の推進

「攻めの農林水産業推進基本方針」

(期間：平成26年度～平成30年度)

青森県では、本県の重要課題である雇用創出と県民所得の向上につなげるため、本県の基幹産業である農林水産業の振興を図る「攻めの農林水産業」を平成16年度に打ち出し、平成21年度～平成25年度は2期目の施策を展開してきました。

この間、農林漁業者の減少や高齢化による構造変化は一層加速し、経済のグローバル化に伴う産地間競争の激化、ICT（情報通信技術）の高度化と普及による物流と消費者志向の多様化など、農林水産業を取り巻く環境は急速に変化しています。

今後とも本県農林水産業が持続的発展を成し遂げるためには、これらの「変化」を本県の農林水産業の更なる成長への「転換点」と捉え、それぞれの立場で力を合わせ、「農林水産業」サイドから行動を起こし、地域全体を巻き込んで、地域社会に貢献していくという「攻め」の姿勢で、多くの人々が農山漁村で暮らし続けたいと感じる地域社会を創造する必要があります。

このような視点に立ち、県では第3期目となる「攻めの農林水産業推進基本方針」を策定し、「攻めの農林水産業」のめざす姿の実現に向けた総合的な施策の方向性を示し、県民の総力をあげて取り組んでいくこととしています。

本県の「強み」

施策の展開方向

豊富な
農林水産資源



恵まれた生産基盤
[きれいな水、健康な土など]



元気のある人材



あおり「食」産業などの
多様なビジネスモデルを創出し、
外貨獲得をめざします。

地域の活力が
産業の元気を
下支え

収益と働く場を
生み出す
産業力強化

人口減少社会に
対応した
地域力強化

経済効果を
地域全体に
波及

農山漁村の「地域経営」を進め、
地域の持続的・自立的発展
をめざします。

産業力強化

農林水産業を、農林水産物の生産はもとより、それらを生かした加工品の製造や販売、サービスの提供などを含めた「食」産業と捉え、幅広い視野で産業振興に努めます。

特に、販売を重視し、積極的に国内外の販路を開拓するとともに、「モノを作ってから売り方を考える」のではなく、「売れるモノを作る」マーケットインの考え方の普及・定着を図ります。

また、生産・加工・流通の各段階で先進技術を活用したイノベーションを引き起こすとともに、さらには、徹底したコスト管理と生産性向上を追求する企業的な経営手法の導入を推進するなど、外貨獲得に向けて収益力の高い多様なビジネスモデルの創出を図ります。

地域力強化

人口減少社会を正面から見据え、対応していくため、地域資源を最大限に生かしながら地域を一つの会社と見立てて経営していく「地域経営」の確立を基軸として、生産基盤の維持管理やコミュニティの再生など、共助・共存の仕組みづくりに取り組み、地域の持続的・自立的発展を図ります。

また、災害や家畜伝染病などの危機に備えるセーフティネットの構築や、農林水産業の多面的機能の維持・発揮、地域の個性・魅力の創出などに取り組み、誰もが輝き、安心して暮らせる農山漁村づくりを進めます。

新たな「攻めの農林水産業」では、これまで培ってきた本県の「強み」を最大限に発揮する施策として、収益と働く場を生み出す「産業力強化」と人口減少社会に対応した「地域力強化」を車の両輪として展開し、本県の農林水産業の「成長産業化」をめざした「攻めの農林水産業」を推進し、次の5つの施策を柱に展開していきます。

施策体系

【販売力強化】

信頼・人のつながりに支えられた「売れる仕組みづくり」

【生産力向上】

安全・安心で優れた青森県産品づくり

※農業の生産性向上のため、ほ場整備や農業水利施設などの農業生産基盤づくりの推進

【融合産業化】

連携・協働による「地域の6次産業化」の推進

【環境・生産基盤保全】

山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

※安全・安心な恵みの里づくりの推進 ※豊かな地域資源を未来に引き継ぐ環境公共の推進

【人財育成】

未来を切り拓く多様な経営体の育成

※ほ場整備などを契機とした担い手の育成と農地集積の推進

本県の農林水産業の「成長産業化」

注) ※印は農業農村整備の関連施策

(1) 趣 旨

農業農村整備は、農地、農業用排水路などの農業生産基盤や農村生活環境基盤を整備し、適切に維持管理することにより、安定的な食料の生産・供給のみならず、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などに貢献してきました。

しかし、人口減少、少子・高齢化の急激な進行などを背景に、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、米の生産調整の見直しや日本型直接支払制度の創設など農業政策も大きな転換の時期を迎えました。

こうした情勢の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の展開方向を明らかにするため、「あおりり水土里づくり推進プラン（期間：平成26年度～平成30年度）」を策定しました。本プランでは、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、これまでの「農業・農村の多面的機能の発揮」のほか、「農業の競争力強化」と「農村地域の防災・減災」を新たな柱として施策を展開し、「力強い農業と魅力あふれる農村の実現」を目指します。

ア「農業の競争力強化」に向けて

農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や地域の特性に応じた基盤整備を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠です。このため、担い手が耕地面積の9割を利用する本県の目標実現に向けて、担い手への農地の集積・集約化を加速させるための「ほ場整備」を重点推進するとともに、担い手の育成に資する生産基盤整備を推進します。

イ「農村地域の防災・減災」に向けて

既存施設（ストック）の有効活用の観点から農業水利施設の長寿命化の取組や、東日本大震災を教訓としたため池などの耐震性確保の取組、集中豪雨等による農村地域の洪水被害を防止する取組により、農村地域の防災・減災対策を推進します。

ウ「農業・農村の多面的機能の発揮」に向けて

農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、地域共同で行う農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。また、農村生活環境の整備、田園自然環境の整備などの取組により、暮らしやすい活力ある農村づくりを推進します。

(2) 施策体系



(3) 具体的な方向性

ア 担い手への農地の集積・集約化の推進

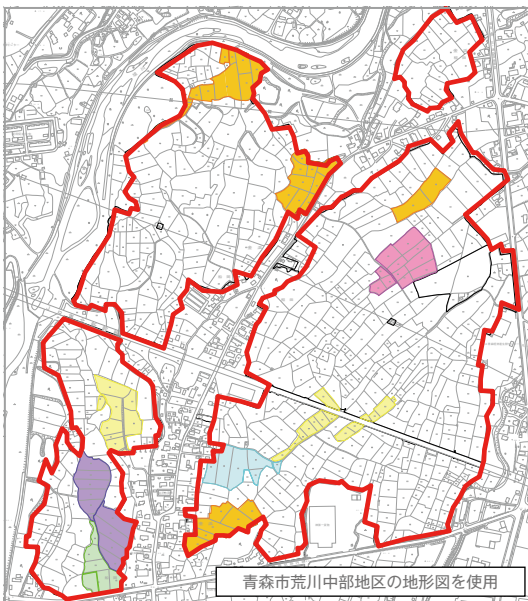
(ア) 取組内容

● 基盤整備を契機とした農地の集積・集約化の推進

県内農業の競争力強化を図るためには、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。

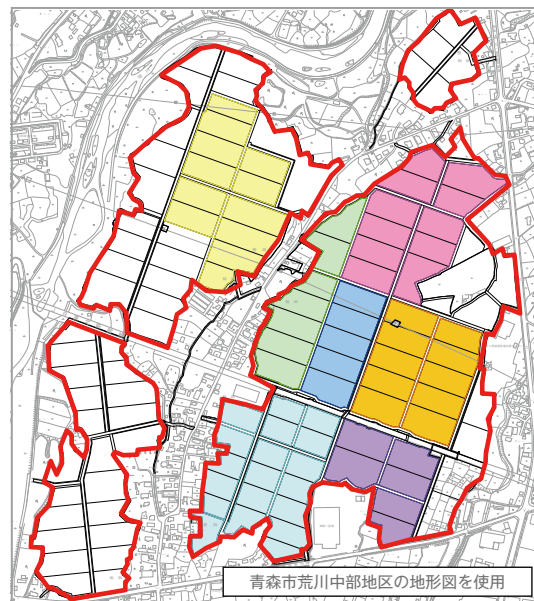
このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機として担い手に対し面的なまとまりのある農地の利用集積を促進します。

基盤整備前のイメージ



担い手の農地が分散しており、非効率的な営農を強いられています。

基盤整備後のイメージ



基盤整備を契機として、担い手の農地が集積・集約化され、効率的な営農が実現されます。

(イ) 主な事業や取組

● 経営体育成基盤整備事業



イ 担い手の育成に資する生産基盤整備の推進

(ア) 取組内容

● 担い手を重視した基盤整備の推進

担い手への農地の集約の促進や、経営所得安定対策の導入による麦・大豆等の生産振興に対応し、意欲的かつ安定的な担い手を育成するため、区画整理や暗渠排水などの実施による水田の汎用化を推進します。

● 地域の多様な農業戦略に対応した畑地帯の整備の推進

担い手が中心となって、米だけに依存しない効率的な農業経営を展開するとともに、高品質で付加価値の高い農作物の安定供給を可能とする特色ある産地づくりなど、地域の多様な農業戦略への対応を進める観点から、畑地帯における区画整理、畑地かんがい施設の段階的整備^{*}、暗渠排水整備、農道整備などを推進します。

※段階的整備…… 営農団地毎の給水栓までの配管など、当面の営農に必要な部分を一次整備として実施し、その後、農家の営農の進展等に応じて、給水栓から作物に直接散水が可能となるような末端施設までの二次整備を実施して、段階的に全体の施設計画に近づける整備手法です。

(イ) 主な事業や取組

● 経営体育成基盤整備事業 ● 畑地帯総合整備事業 ● 通作条件整備事業 など



経営体育成基盤整備事業

はら いいとよ
原・飯豊地区(田子町)



畑地帯総合整備事業

びょうぶざん いっき
屏風山(一期)地区(つがる市)



通作条件整備事業

たんない
丹内地区(三戸町)



農業水利施設保全合理化事業

ひらかわだいいち
平川第一地区(弘前市、平川市他)

ウ 農業水利施設の長寿命化・耐震化・洪水対策の推進

(ア) 取組内容

● 農業水利施設の効率的な更新整備や保全管理の推進

県内には、県営事業で造成した受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設が302施設あります。内訳は、水路が240路線（延長約650km）、ダム・頭首工・揚水機場等が62箇所となっており、そのストック額（建設費）は1,020億円に及んでいます。

しかし、これらの施設は昭和30～40年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）の低減を通じて、時代の要請に対応する効率的な更新整備や保全管理を推進します。

● 農村の防災対策の推進

自然災害から農村地域住民の生命・財産を守るとともに、県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、ため池整備や地すべり防止など農村の防災対策を推進します。

(イ) 主な事業や取組

- 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 地すべり対策事業
- 湛水防除事業
- 農業用河川工作物応急対策事業
- ため池等整備事業 など

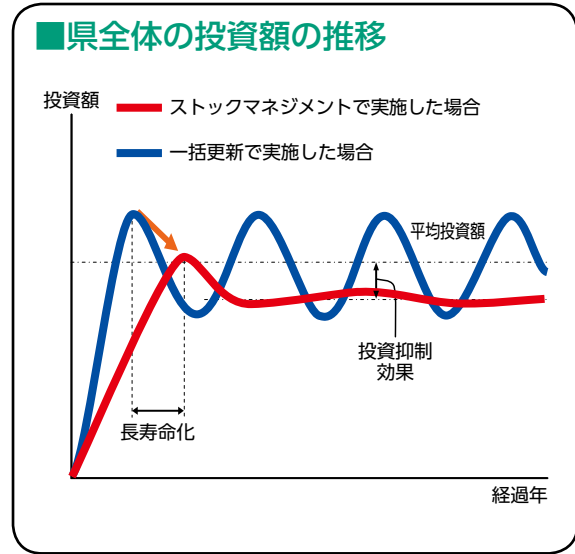
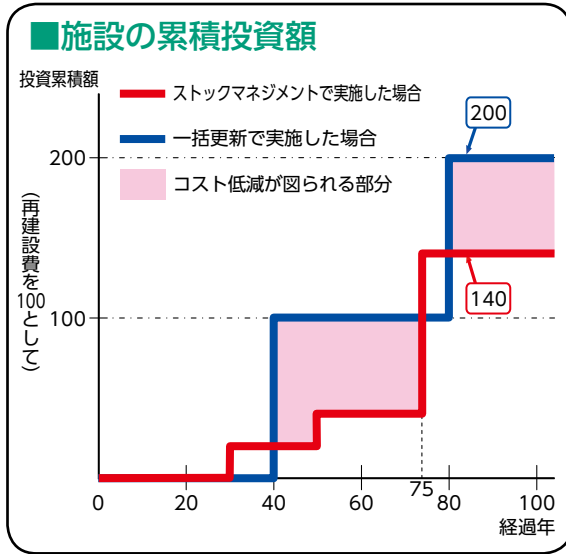


基幹水利施設ストックマネジメント事業
てんましたとうしゅこう
天満下頭首工地区（五戸町）



農業用河川工作物応急対策事業
はくさん
白山地区（南部町）

ストックマネジメントのイメージ



水路の老朽化



機能診断



施設の改修

いわきがわさがん ひらたき
(岩木川左岸3期地区平滝1号排水路)

エ 農村の地域資源の適切な保全管理の推進

(ア) 取組内容

● 農村協働力を活かした農村地域資源の保全管理の推進

農業者のみ又は農業者、地域住民、NPO等の多様な主体で構成された活動組織による、地域ぐるみの農地法面の草刈りや、農業水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動の支援に取り組みます。

農業者や地域住民等で構成された活動組織による、農村環境保全活動（資源向上支払＜共同活動＞）への支援や、農地周りの農業水路などの補修・更新等を計画的に行う、長寿命化のための補修・更新等の活動（資源向上支払＜施設の長寿命化のための活動＞）への支援にも取り組みます。

● 中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援

中山間地域等では、高齢化が進む中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより、農業・農村が有する多面的機能（水源かん養や洪水防止、安らぎの場の提供など）の低下が心配されています。

中山間地域等で農地を耕作している農業者等に交付金を直接支払い、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する取組であり、集落協定や個別協定に基づいて行われる農業生産活動や多面的機能の維持につながる活動などを支援します。

(イ) 主な事業や取組

● 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金 など

〈県内の取組情報〉

管内	農地維持支払	資源向上支払	中山間地域等直接支払
	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)
東青	4,714	4,085	546
中南	6,943	7,427	3,398
三八	2,447	2,166	2,886
西北	21,396	19,959	1,833
上北	8,989	7,178	980
下北	160	163	55
合計	44,649	40,978	9,698

農村地域資源の維持・保全活動（農地維持支払）



農道の草刈り

しらさわ
白沢保全会（西目屋村）



水路の泥上げ

そとくろやま
外黒山水土里保全の会（外ヶ浜町）

農村環境保全活動（資源向上支払）



植栽活動

やわた
八幡地域保全隊（三沢市）

農村地域資源の長寿命化（資源向上支払）



水路の補修

なかざとほくぶ
中里北部地区農地・水・環境保全組織（中泊町）

農業生産活動（中山間地域等直接支払）



農道の簡易補修

にがるい
荷軽井農事組合（五戸町）



水路の泥上げ

たかもりかいてん
高森開田集落協定（十和田市）

農業生産活動（中山間地域等直接支払）



学校田

まちい
中山間事業町居集落（平川市）



景観作物の作付

にがるい
荷軽井農事組合（五戸町）

オ 暮らしやすい活力ある安全・安心な農村づくりの推進

(ア) 取組内容

● 農村の生活環境基盤等の整備の推進

快適で暮らしやすい活力ある農村づくりのため、農業集落排水処理施設や農業集落道などの生活環境基盤の整備を推進します。

また、都市部との交流、地域間の交流の促進に資する農村交流施設などの整備を推進します。

● 田園自然環境の保全・創造の推進

県民全体の共有財産である農村の豊かな自然や美しい景観を守り育み、そして次世代に引き継いでいくため、自然や景観と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の保全・創造を推進します。

(イ) 主な事業や取組

● 集落基盤整備事業

● 中山間地域総合整備事業

● 農業集落排水事業 など



中山間地域総合整備事業

しもきたほく ぶ
下北北部地区(大間町、風間浦村、佐井村)



農業集落排水事業

み さわなん ぶ
三沢南部地区 (三沢市)

(1) あおもり環境公共推進基本方針

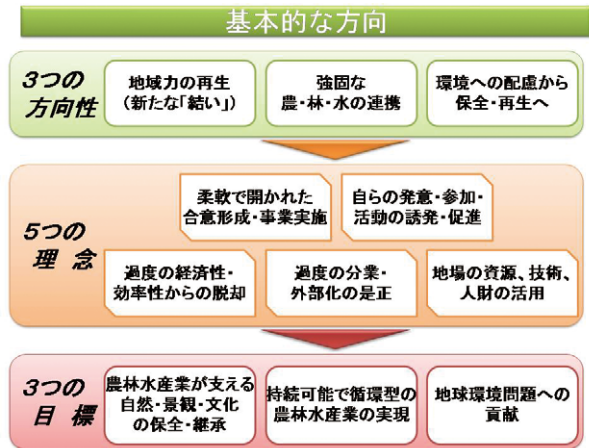
農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、推進しています。

平成20年2月に作成した「あおもり環境公共推進基本方針」では、「環境公共」の実施に当たって、農林漁業者をはじめ、地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念、3つの目標を示しています。



「環境公共」の概念



「環境公共」の概念



「環境公共」の基本的方向
 (地域力の再生 (新たな「結い」))

- 「環境公共」の実施を契機とし、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより、地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自ら実施していきることにより、地域力の再生 (新たな「結い」) を実現

強固な農・林・水の連携



- 農業・林業・水産業の各分野の取組を、より強固に連携して実施
- 農・林・水の連携強化により、循環型で持続可能な農林水産業が実現され、安全・安心な食料生産が可能

「環境公共」の基本的方向
(強固な農・林・水の連携)

環境への「配慮」から「保全・再生」へ



- 農林水産業の生産性を高めるため、その基盤を整備しつつ、生物多様性などの観点から環境を保全・再生
- これまでの環境への配慮に加え、可能な限り環境を保全・再生

「環境公共」の基本的方向
(環境への配慮から保全・再生へ)

実施手法《地区毎の手続き・体制》



- 「環境公共」の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムを構築
- 従来の事業化に必要な手続きに加え、事業構想の策定や地区環境公共推進協議会の設立などの新たな手続きや体制を追加

「環境公共」の実施手法

★「環境公共」ホームページ：<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/kankyokoukyou.html>

(2) 「環境公共」の取組事例

～ なまずをシンボルとした地域活性化を目指して ～

福島徳下地区（経営体育成基盤整備事業、藤崎町）



この地域ではかつてなまずが多数生息し、十川から遡上し水田で産卵していましたが、幹線排水路の整備によって水田との段差が大きくなり、水田まで遡上することが困難となっていました。

このため、ほ場整備を契機として、水田の角地を活用したビオトープ（生物生息空間）の造成を住民自らが提案し、なまずが遡上できる水田魚道などの環境整備に取り組みました。また、平成28年度には、ビオトープに隣接した学習田で収穫したお米を「なまず米」として産地直売所で販売したほか、大阪の米穀店にも出荷しました。



なまず米の収穫体験



ビオトープでの生き物調査



なまず米の販売

～ きれいな水の保全・再生を図る環境公共の取組～

明神堰地区（里地里山・田園保全再生事業、十和田市）



十和田市明神堰地区の水路は、主たる水源が湧水のため、極めてきれいな水質であり、梅花藻の自生やサケの遡上・産卵が確認されるほか、ホテルの名所としても有名です。

このため、水路整備に当たっては、農業者はもとより、地域住民、漁協等関係団体の参画により「明神堰地区環境公共推進協議会」を組織し、生き物調査結果をもとに水路改修計画について話し合い、地域一体となって既存水路の環境の保全・再生に取り組みました。

平成28年度は、ホテルが棲みやすい環境づくりのため、ハナミズキやドウダンツツジなどを水路沿いに植樹しました。



生き物調査



植樹活動



植樹を終えた協議会の皆さん

(3) 「環境公共」の情報発信

県では、「環境公共」の一層の普及・拡大を図るため、“あおもり発！地域づくりの新しいかたち「環境公共」として県内外に情報発信しています。

● 「環境公共学会」の取組

本学会は、「環境公共」の取組の輪をさらに広げながら、安全で安心な優れた農林水産物を生産する農山漁村を将来に引き継いでいくことなどを目指して、県内各地の取組や関連情報をホームページやフェイスブックなどで県内外に発信しています。



「環境公共学会」ホームページ
<http://www.npo-afs.jp/>
kankyokoukyo-gakkai/



環境公共学会ブログ

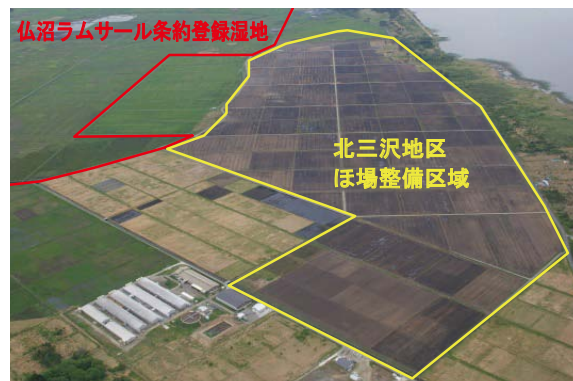


● 「フラップあぐり北三沢」が全国農業コンクールで優秀賞を受賞

第65回全国農業コンクール（毎日新聞社主催、農林水産省など後援）で農事組合法人「フラップあぐり北三沢」が優秀賞を受賞しました。北三沢地区は、ラムサール条約登録湿地である仏沼に隣接することから、仏沼に繁殖する絶滅危惧種「オオセッカ」への影響を極力少なくしてほ場整備を実施した環境公共の取組などが評価されたものです。



【受賞の様子】



【北三沢地区全景】

(4) 「環境公共」を支える低コスト化技術

「環境公共」の取組を着実に推進していくためには、基盤の強化は必要不可欠であるため、ほ場整備の低コスト化に向けた県独自の整備水準を整理しました。

●低コスト化に向けた県独自の整備基準づくり

(1) 学識経験者、農業者代表等からなる「ほ場整備低コスト化推進委員会」では、今後の営農見通し等を押さえた上で地形、土壌、気象等の現場条件に合わせた整備水準について検討し、県に対する提言を取りまとめました。

県ではその提言に基づき、ほ場整備の低コスト化に向けた県独自の整備基準を策定しました。

(2) 限りある予算の中で多くの要望に応え、ほ場整備を推進していくためには、明確な「地域営農ビジョン」を策定し、それを実現させるために最適な基盤整備を選択することが大切になるため、生産者が作物に合せて最適な整備方法を選択できるようにパンフレットを作成しました。

パンフレットでは、水田農業が目指す方向を地域の皆さんと時間をかけて話し合っていくことや、低コスト化と地区事業を踏まえた最適な整備内容の事例を紹介しています。

「あまり低コスト化現場整備で攻めの水田農業！」

低い単価を求めて貰えるようしっかり提案したい！
 大規模化と集約で生産コストを下げ、大規模農家に乗り組ませよう！
 節減にもかかれないから排水器具は絶対に必要だ！

ほ場整備の構想

現状 → 整備後

- ほ場整備の農家負担が軽減され、要望地区が増えます。
- 営農計画に合わせて整備内容を選ぶことでコストの低減が可能です。
- 低コスト化ほ場整備は、
 - ① 工期が短縮され、早期の地域営農ビジョン実現
 - ② 多くの要望に応える予算確保
 などのメリットがあります。

青森県 農林水産部
平成29年3月

その2 最適な基盤整備の選択 地域営農ビジョン実現のための整備内容

選択例	標準タイプ	大区画化タイプ	排水改良タイプ	畑作転換タイプ
地区事情や 営農計画	<ul style="list-style-type: none"> 区画が未整備、農家の若い世代が規模拡大 整備後水田が主体 排水改良を実施し、ブロックローテーションにより周年産出 高収益作物として人参、にんにくなどを栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 区画が未整備、大区画での整備を希望 大規模な法人が営農し、大区画の導入や水管理の省力化などで産出額を大幅削減 排水の直排栽培を導入 転作として飼料用米、大豆などを大規模に栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 区画整備済 できるだけ安く用排水路を整備して排水改良を実施し、ブロックローテーションにより周年産出 排水路が十分にあり 地下水が豊富にあり 高収益作物として菜の花の栽培を希望 	<ul style="list-style-type: none"> 区画整備済（排水不良） 農家の若い世代が規模拡大 水田から畑作に永久転作 排水路が十分にあり 地下水が豊富にあり 高収益作物として菜の花の栽培を希望
① 区画の大きさ	1haを標準	2haを標準	(整備済み)	(整備済み)
② 用排水路 (ベンチフリューム、排水溝など)	コンクリート水路（開水路）	パイプライン水路（管水路） (塩化ビニル管、自動給水機など)	コンクリート水路（開水路） (ベンチフリューム、排水溝など)	(整備済み)
③ 道路	砂利舗装 (有効幅員4.0m、全幅員5.0m)	砂利舗装 (有効幅員4.0m、全幅員5.0m)	(整備済み)	(整備済み)
④ 暗渠排水	深さ60cm、暗渠管間隔10m	深さ50cm、暗渠管間隔10m、補助孔 (地下かんがいシステム)	深さ50cm、暗渠管間隔7.5m	深さ1.5m、暗渠管間隔10m
⑤ 客土	水田の場合で、表土厚15cm	畑作の場合で、表土厚20cm	(耕作土有り)	(十分な耕作土有り)
平均的な工事費	1,408千円/10a	1,943千円/10a	604千円/10a	210千円/10a
暗渠排水	一般型暗渠排水 特徴 最も一般的な暗渠排水で、排水不良の水田に効果的です。 平均的な工事費 175千円/10a (02年度標準)	地下かんがいシステム 特徴 地下水位を一定に保つことが可能で、排水機能も持ち合わせており、水管理の手間が省けます。 平均的な工事費 281千円/10a (02年度標準)	塩化ビニル管排水 特徴 排水先の水路が狭く、一般的な暗渠排水（深さ60cm）の施工が難しいところでの施工が可能です。 平均的な工事費 184千円/10a (02年度標準)	畑の深層排水（低コスト） 特徴 少ないものごぼうを対象とし、大雨の時にも効果が期待できます。 平均的な工事費 210千円/10a (02年度標準)

6

事業負担区分一覧

展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
元気あふれる自主自立の農業・農村の創造	担い手への農地の集積の推進	1 経営体育成基盤整備事業 ○一般型 受益面積 20ha 以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への利用集積の面積割合が一定以上増加	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域	
		○面的集積型 受益面積 20ha 以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への面的集積の割合の面積割合が一定以上増加 等	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域	
		○農地所有適格法人等育成型 受益面積 20ha 以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・農地所有適格法人の設立が確実であること ・農地所有適格法人が設立済の場合は、特定農業法人となり農地利用規程を定める、かつ個別所得補償制度加入者となること ・農地所有適格法人等の経営等面積割合が 50%以上になることが確実 等	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域	
	食料安定供給の確保	1 かんがい排水事業 (1) かんがい排水事業 (国営) (2) かんがい排水事業 (県営) ア かんがい排水事業 イ 排水対策特別事業	3,000ha 以上 (末端 500ha 以上)	国	2/3	17.0	16.33	ガイドライン (一般型)
			200ha 以上 (末端 100ha 以上) 畑地では 100ha 以上 (末端 20ha 以上)	県	50	25	25	ガイドライン
			20ha 以上 (末端 5ha 以上)	県	50	25	25	ガイドライン
		2 農業水利施設保全合理化事業 (1) 農業水利施設等整備事業 (2) 水利用再編促進事業 ア 施設計画策定事業 イ 管理省力化施設整備事業 ウ 機能保全計画策定事業	下記工種の受益面積の合計が 20ha 以上 (単独工種でも可) ・用排水施設整備 ・暗渠排水 ・客土 ・区画整理	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
			整備計画を策定するための現況把握及び概略設計等	県	100	-	-	
			水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備事業費 200 万以上	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
			農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な機能保全計画を策定する事業	県	100	-	-	
	3 畑地帯総合整備事業 (1) 担い手支援型 (2) 民生安定施設設置助成事業	30ha 以上で農業用排水施設整備、農道、区画整理及び関連する土層改良、農用地造成、農地保全、営農用水施設、交換分合等	県	50 50	25 30	25 20	ガイドライン H24 継続地区	
		防衛施設の設置又は運用により、農地の経営面積が縮小し、又は農業の振興計画が縮小され、若しくは中止される場合 その他防衛施設の設置又は運用により、特に農業経営が阻害される場合	県	2/3	1/5	2/15		
	4 広域営農団地農道整備事業	1,000ha 以上、総事業費 20 億円以上、車道幅員 5m 以上 (離島、振興山村、過疎地域、半島地域、特定農山村地域、急傾斜地帯については、300ha 以上、4m 以上)	県	50	36.0 (38.3) [39.95]	14.0 (11.7) [10.05]	()はH21採択まで []はH18採択まで	
	5 通作条件整備事業	【一般型】 50ha 以上、総事業費 5 千万円以上、全幅員 4.5m 以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha 以上) 【豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員 4m 以上】 【基幹型】 50ha 以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については 30ha 以上) 車道幅員 4.0m 以上 (離島、振興山村、半島地域については 3.0m 以上) 総事業費 1 億円以上 【保全対策型】 50ha 以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については 30ha 以上) 総事業費 3,000 万円以上 ・保全対策基本方針が策定されていること	県	50 50 [50]	37.0 25 [50]	13.0 25 [0]	基幹 一般 []は山村、 過疎、半島 (一般型のみ)	
6 農業基盤整備促進事業	受益面積 20ha 以上 ・ 1 地区事業費 200 万円以上 ・ 農業基盤整備計画の策定 ・ 受益者数が農業者 2 者以上	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域		
7 農地耕作条件改善事業	受益面積 20ha 以上 ・ 1 地区事業費 200 万円以上 (運用上 10 億円未満) ・ 農地耕作条件改善計画の策定 ・ 農地中間管理機構との連携概要の策定	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域		

展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要		
				国	県	地元			
食料安定供給の確保	農業水利施設のストックマネジメントの推進	1 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (1) 機能診断	県営事業により造成された施設 ・施設現況調査、施設機能診断、機能保全対策等	県	100	-	-		
		(2) 対策工事	受益面積 100ha 以上 ・機能保全計画に基づいた対策工事	県	50	25	25	ガイドライン	
		2 広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているもの	県	従前の国営土地改良事業と同率				
		3 基幹水利施設管理事業	農林水産大臣から管理委託を受けた基幹水利施設 (水田 1,000ha、畑 300ha 以上)	県	30	40	30		
		4 基幹施設管理体制整備事業	(管理体制整備型) 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成付帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施する(土地改良区含む)	県	計画・推進 50 支援 50	25	(市町村) 25 (市町村) 25		
		5 維持管理適正化事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業 (2) 施設改善特別対策事業	水土保全強化対策事業で行う診断・管理指導の対象となっている農業水利施設で、1施設 200万円以上 施設整備改善計画に基づき水田農業構造改革の実施に資するための土地改良施設の整備改善で、1地区 200万円以上	市町村改良区等	30	30	40		
	6 基幹水利施設管理技術者育成対策事業	国営土地改良事業で造成された施設で、農村振興局長が定める基準に合致するもの	県	30	15	55			
	元気あふれる自主自立の農業・農村の創造	農業・農村の多面的機能の発揮	1 防災ダム事業	防災受益 100ha 以上の洪水調整ダム	県	55	39	6	
			2 ため池等整備事業 (1) ため池整備	大規模 100ha 以上、8,000万円以上 (中山間地域 70ha 以上、3,000万円以上)	県	55	28	17	
				小規模 10ha 以上、800万円以上 (中山間地域 5ha 以上、800万円以上)	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	()は中山間地域
			(2) 用排水施設整備	大規模 400ha 以上、8,000万円以上 (中山間地域 200ha 以上、3,000万円以上)	県	55	28	17	
				小規模 20ha 以上、800万円以上 (中山間地域 10ha 以上、800万円以上) 土砂崩壊防止工事にあつては、防災受益 5ha 以上、800万円以上	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	()は中山間地域
3 農業用河川工作物応急対策事業			大規模 1億円以上 小規模① 5,000万円以上 小規模② 800万円以上 5,000万円未満	①県 ②県	①50 (55) ②50 (55)	①42 (42) ②32 (32)	①8 (3) ②18 (13)	()は中山間地域	
4 湛水防除事業		小規模 30ha 以上、5,000万円以上	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	()は中山間地域		
5 農地保全整備事業		農地浸食防止工事 受益面積 50ha 以上 (畑地等は 20ha 以上) 農地機能保全対策工事 受益面積 20ha 以上	県	50	未定				
6 農村災害対策整備事業		1億円以上、 決壊のおそれのあるため池 2ha 以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha 以上 土留工その他の施設 5ha 以上 【中山間地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】	県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ()は中山間地域		
		※) 特に甚大な被害を受けた地域(激甚災害指定) 事業費要件なし、 決壊のおそれのあるため池 2ha 以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha 以上 土留工その他の施設 5ha 以上 農業用排水路 60ha 以上 (10ha 以上) 区画整理 60ha 以上 (10ha 以上) 農用地造成 40ha 以上 (10ha 以上) 農道整備 50ha 以上 (10ha 以上) 農用地の改良又は保全 20ha 以上 (10ha 以上) ()は 2以上の事業と併せ行う場合に適用 【中山間地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】	県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ()は中山間地域		

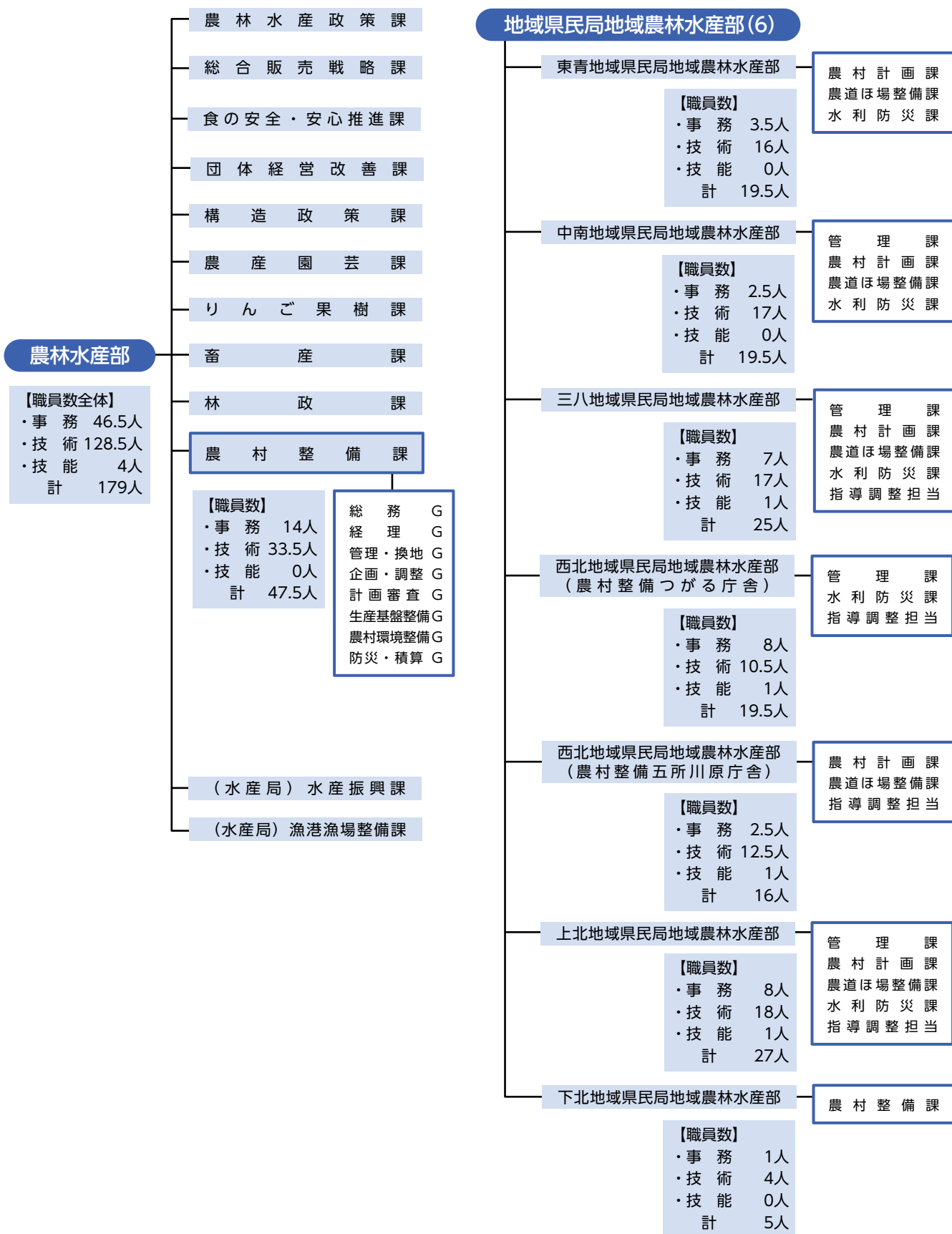
展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
元気あふれる自主自立の農業・農村の創造	農業・農村の多面的機能の発揮 活力ある安全・安心な農村づくりの推進	7 震災対策農業水利施設整備事業 (1) 震災対策ため池整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用ため池	県	55	34	11	ガイドライン
			大規模 次のいずれかに該当するもの ①防災受益70ha以上かつかんがい受益面積40ha以上 ②防災受益7ha以上、かんがい受益面積2ha以上 かつ農外想定被害額3億円以上					
		(2) 震災対策用排水施設整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用水利施設(頭首工、樋門、用排水機場、水路等)	県	55	37	8	ガイドライン
			小規模 防災受益7ha以上または農外想定被害額が4,000万円以上、かつかんがい受益面積2ha以上					
		8 地すべり対策事業	5ha以上で「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域	県	50	50	0	
		9 水質保全対策事業(一般型)	農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去 10ha以上 公共用水域への排水が水質基準を満たしていない地域での対策 20ha以上	県	50 (55)	未定		()は中山間地域
		10 特定農業用管路等特別対策事業	対象延長のうち、石綿等使用が50%以上 20ha以上	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	()は中山間地域
		11 海岸保全施設整備事業	海岸1km当たり防護面積5ha以上、防護人口50人以上、1億円以上	県	50	50	0	
		12 団体営農業集落排水事業	20戸以上(処理施設、主要管路、ポンプ施設資源循環施設他)で次の事項を内容とする資源循環促進計画が策定されていること ・農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項 ・処理水の再利用等水循環の維持・増進に関する事項	市町村 改良区等	50	0	50	農業集落排水促進事業(県単) ^{*1} による補助あり
		13 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであること 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であって、3以上の施設を対象とするものであること	市町村	定額	0	未定	機能診断に係る交付金は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付金は一構想あたり800万円をそれぞれ上限とする。
	14 集落基盤整備事業	農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤や農村生活環境の整備等を実施するものであること	県	50	25	25		
	15 中山間地域総合整備事業	条件不利地域において生産基盤、生活環境基盤及び交流基盤等の整備を総合的に行うもの。 生産基盤2工種以上、60ha以上	県	55 55	30.0 27.5	15.0 17.5	下物 上物	
	16 農業水利施設魚道整備促進事業	事業計画区域及びその周辺の自然的社会的、歴史的諸条件やこれらの地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること 総事業費が5,000万円以上であること	県	50	50	0		
	17 災害復旧事業	(1) 県営災害復旧事業 ア 農地災害復旧事業 ^{*2} 農業用施設災害復旧事業 ^{*2}	24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は高度な技術を必要とするもの。	県	施設65	未定	未定	
		イ 海岸保全施設等災害復旧事業	暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上	県	2/3	1/3	0	
		ウ 地すべり防止施設災害復旧事業	地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上	県	2/3	1/3	0	基本補助率
		(2) 団体営災害復旧事業 ア 農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上	県	農地50 施設65	0 0	50 35	
		18 災害関連事業(県営)	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	県	施設50	25	25	
	19 災害関連事業(団体営)	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	市町村 改良区等	施設50	0	50		
効果促進事業	(農山漁村地域整備交付金) 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要なもの	県 市町村等	基幹事業の負担割合に準じる(ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%分は地元が負担する)			事業費の限度額は、全体事業費の20/100		

*1 年度事業費の4.5%(H18以降採択地区)、3.5%(H23以降採択地区)、2.5%(H26以降採択地区)を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

*2 災害復旧事業の農地・農業用施設災害復旧事業の国負担率は基本負担率

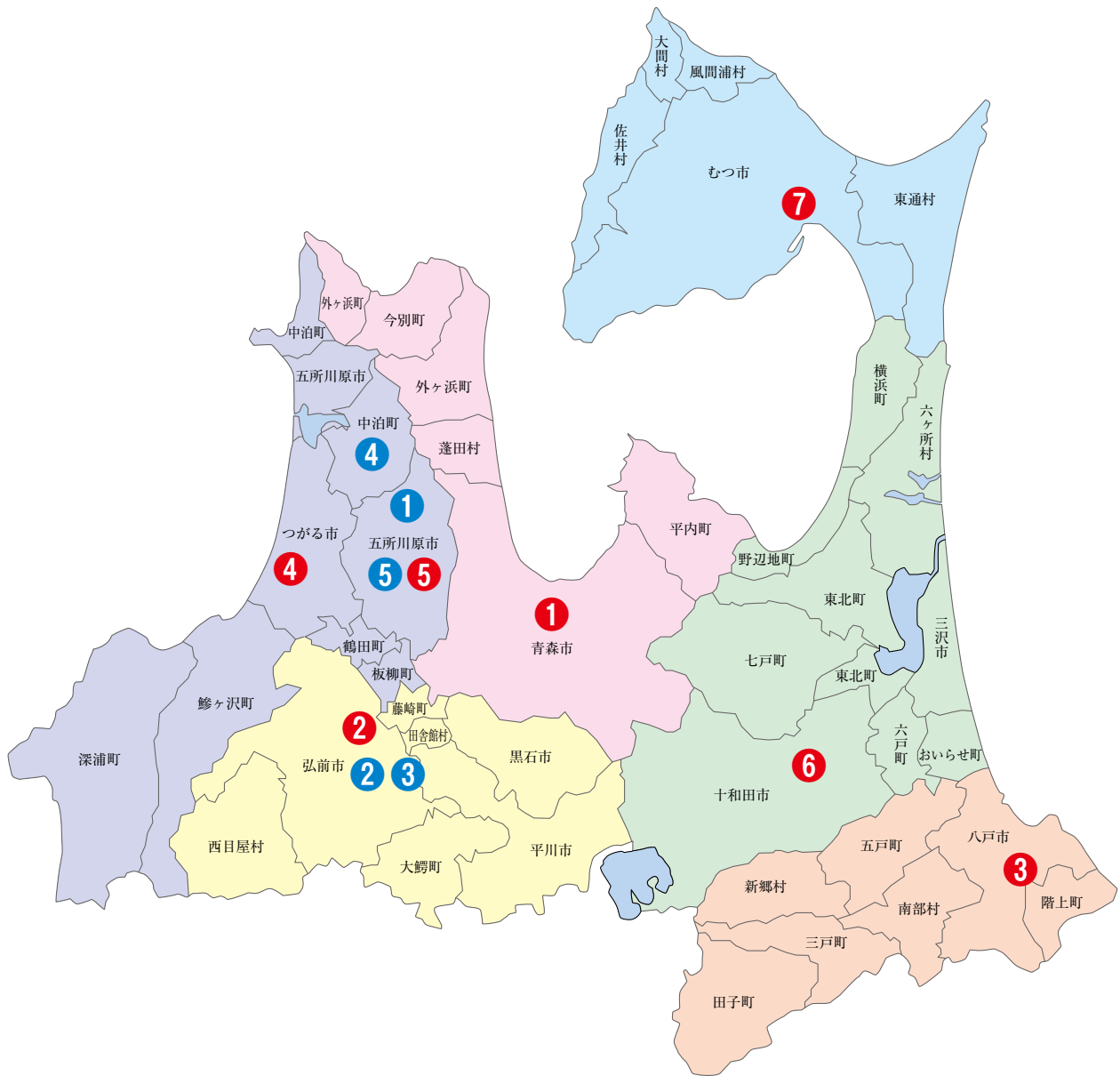
7

組織図



8

関係機関一覧



東北農政局

- ① 津軽土地改良建設事務所**
〒037-0202 五所川原金木町芦野210-3
TEL 0173-54-1212 FAX 0173-54-2550
- ② 北奥羽土地改良調査管理事務所**
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490
- ③ 平川二期農業水利事業所**
〒036-8084 弘前市大字高田1-10-9
TEL 0172-55-8844 FAX 0172-55-8845
- ④ 津軽北部二期農業水利事業建設所**
〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字亀山225-1
TEL 0173-69-1010 FAX 0173-69-1030
- ⑤ 十三湖農地防災事業建設所**
〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10
TEL 0173-38-3431 FAX 0173-38-3443

県地域県民局

- ① 東青地域県民局地域農林水産部(農村整備)**
〒030-0861 青森市長島2-10-3
青森フコク生命ビル7階
TEL 017-734-9991 FAX 017-734-8312
- ② 中南地域県民局地域農林水産部(農村整備)**
〒036-8345 弘前市大字蔵主町4
TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部(農村整備)**
〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3
TEL 0178-27-1211 FAX 017-827-1286
- ④ 西北地域県民局地域農林水産部(農村整備つがる庁舎)**
〒038-3137 つがる市木造若宮9-1
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部(農村整備五所川原庁舎)**
〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7174
- ⑥ 上北地域県民局地域農林水産部(農村整備)**
〒034-0082 十和田市西二番町10-21
TEL 0176-23-5245 FAX 076-22-3929
- ⑦ 下北地域県民局地域農林水産部(農村整備)**
〒035-0073 むつ市中央1-1-8
TEL 0175-22-3225 FAX 0175-22-3212



地域づくりの新しいかたち

環境公共

環境に貢献する農林水産公共事業



青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-722-1111(代表)(内3345~3348)

017-734-9545(直通)

FAX 017-734-8149

(問い合わせ先:企画・調整グループ)



[【農村整備課ホームページ】](#)

<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html>

